安平町地域おこし協力隊員募集要項

（コミュニティ協働交流推進員）

KeyWord

～コミュニティ協働交流推進員に求められること～

Check ～安平町を選ぶ理由～

❶ 週31時間で「報酬191,920円」+「期末手当別途支給」以上可！

❷ 週休３日および副業・兼業が可能で、自身のキャリア形成も可能！

❸ 空港近く、都心や札幌などへのアクセス良好！

❹ 日本一の公教育を目指す町で、充実した子育て・教育環境

令和７年３月

安 平 町

安 平 町 地 域 お こ し 協 力 隊 員 募 集 要 項

（令和７年３月19日募集開始）

■ まちの概要

安平町（あびらちょう）は、札幌市から約50kmの道央圏内、「北海道の空の玄関」新千歳空港から約17km（約20分）、「北海道の海の玄関」苫小牧港から約25km（約30分）に位置する人口約7,300人、面積237.1㎢のまちです。

町内には、高速道路インターチェンジや札幌～帯広・釧路間を結ぶ特急列車も停まるＪＲ追分駅があるなど、北海道内では比較的交通の利便性が良いまちです。

気候は、北海道の中でも雪が少ない比較的温暖な気候であり、年間を通じて晴天の日が多く水害などが少ない恵まれた気象条件にあります。

地域の基幹産業は農業であり、ＧＩレース９冠馬のアーモンドアイ、７冠馬のディープインパクトやジェンティルドンナなどの日本を代表する軽種馬の大産地であり、チーズ発祥の地を支えてきた酪農業や肉牛産業、アサヒメロンなどの労働集約型作物、なたね（菜の花）やそばなどの土地利用型作物など、地域特性を活かした北海道らしい豊かな農村が築かれています。こうした農業・北海道らしい風景・陸海空のアクセスの良さ、国鉄最後のＳＬが走った地である歴史などを活かして、歴史・産業・観光のマッチングによる、道の駅あびらD51ステーション（平成31年４月オープン）を拠点とした交流人口拡大事業などの取組も進めています。

近年では「子育て・教育」の分野にも光が当たっており、全国に先駆けて公私連携幼保連携型認定こども園を町内２か所に設置し充実した教育が行われていること、ユニセフが推進する「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）実践自治体」として最初に認証された全国５つの自治体の一つであること、様々な学びを挑戦に繋げる町独自の教育手法「あびら教育プラン」、文部科学省が目指す“令和の日本型学校教育”をいち早く取り入れたスタイルの義務教育学校「早来学園」の開校など、これまで積み重ねてきた取り組みが全国的に注目を浴びています。

一方で、遠浅地区では令和５年３月に遠浅小学校が閉校したことで、地域住民からは地域コミュニティの衰退や子どもたちの居場所の減少を心配している声があがっています。そこで令和６年度からは遠浅地区をモデル地区とした地区別協働実行プランづくりに着手し、地域住民が主体となって、多様な関係者と協働することで、地域の活性化や困りごとを解決していく取り組みに挑戦しています。

安平町の遠浅地区を舞台に自らの可能性にチャレンジし、地域住民と連携しながら、持続可能なコミュニティづくりに向けて挑戦したい方を募集いたします。

【関係資料】

◇安平町総合計画

https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku/second-plan

◇安平町地域おこし協力隊紹介ページ

https://www.town.abira.lg.jp/chiikishinko/chiikiokoshi

１．募集人数と活動概要

● コミュニティ協働交流推進員１名を募集します

＜募集背景など＞

安平町では、まちづくり基本条例の理念に基づき、自治の主役である町民や各種団体、ＮＰＯ法人と行政がそれぞれの役割を活かし、補完し、協力しながら、地域課題を解決していくまちづくりを進めてきましたが、昨今の少子高齢化による人口減少や、令和５年３月の遠浅小学校の閉校などから、地域コミュニティの衰退や子どもたちの居場所の減少を心配する声が地域住民からあがっています。

こうしたなか、持続可能な地域づくりを目指していくことが重要と考え、令和６年度から遠浅地区をモデル地区とした地区別協働実行プランづくりに着手し、地域住民が主体となって、多様な関係者と協働することで、地域の活性化や困りごとを解決していく取り組みに挑戦しているところです。

安平町の遠浅（集落）地区を舞台に、自らの可能性にチャレンジし、地域住民と連携しながら、持続可能なコミュニティづくりの実現に向けて挑戦したい方を１名募集いたします。

＜隊員に期待する主な任務＞

遠浅地区の住民を主人公とした
持続可能な地域コミュニティづくりに係る業務

［主な業務内容］

（１）地域コミュニティ組織の運営サポート

・集落支援員と連携し、遠浅地区まちづくり協議会の運営サポートに係る業務。

（２）地域に寄り添い、住民主体の活動に伴走

・地域住民主体で策定した地区別計画（協働実行プラン）に基づく活動への伴走
▸プランの概要：https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/chomin-sankaku/chikukeikaku
▸遠浅地区協働実行プラン策定委員会：https://toasa-machizukuri.jimdosite.com

・集落支援員と連携し、地域の総合力を高める取組みの企画立案。

（３）地域活性化や課題解決に向けた実践活動

・地域コミュニティが抱える課題（多世代間交流、子どもの居場所づくり、地域情報の発信等）の解決に向けて、地域住民と連携し、これまで培ってきた経験やスキルを活かした企画運営等の活動。

＜その他活動に関すること＞

在籍場所：安平町役場政策推進課政策推進グループ
活動拠点：遠浅公民館を拠点に主に遠浅地区

２．応募要件

＜必須条件＞

次の全ての要件を満たすことが必要です。

(1) 心身ともに健康で、地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方。

(2) ３大都市圏をはじめとする都市地域等（総務省が公表する特別交付税に係る地域要件確認表において、安平町に転出した場合に特別交付税措置の対象となる地域をいう。）から生活拠点を町内へ移し、住民票を異動させることを了承する方。

※現住所が都市地域等に該当するかどうかお調べすることも可能です。

※総務省「地域おこし協力隊推進要綱」及び「安平町地域おこし協力隊設置要綱」を了知の上でご応募ください。

(3) 市町村税に滞納がない方。

※現在お住まいの市町村役場から「市町村税の滞納がない証明書」を入手し、応募用紙に添えて提出してください。

(4) 遠浅地区の住民を主人公とした持続可能な地域コミュニティづくりに積極的に関わる意欲があり、地域の困りごと解決に向けた実践活動等において具体的な活動イメージをお持ちの方。

(5) 土日や祝日などの活動にも対応できる方。

(6) 普通自動車免許を有している方（本人が使用者である自家用車を使用する方には燃料費補助制度があります。４－(３)―③をご覧ください。）

(7) 採用決定後、概ね２か月以内に住民票を安平町内に異動し、活動を開始できる方。

＜選考に当たって有利となり得る事項＞

○ 会社等で一般事務（経理業務含む）に従事した経験がある方。

○ 自ら課題設定ができ、解決に向けた立案と実行を協調しながら進められる人物。

○ 遠浅地区の自治会等との連携実績など、同地区の振興に有用な関係性を有する方。

○ 地域おこし協力隊の任用期間終了後も安平町内に定着する意思やプランのある方。

※安平町では、町内での起業や創業に活用できる支援メニューも用意しています。

支援例：安平町内の空き店舗等を活用し起業する方には、安平町創業等支援事業補助金交付要綱に基づく補助金を活用することも可能です。（設備や什器に要する経費、建物の賃貸料、広告費などを合わせて250万円を上限に補助。詳細は当該要綱参照。）

３．身分と報酬

（１）身分

当町の会計年度任用職員として任用いたします。本務活動に支障がない範囲において、兼業(副業)が可能です。

（２）報酬

月額191,920円（期末手当を含み年額3,185,872円）※１

＊この額から社会保険料等の本人負担分が控除されます。

＊任用初年度の最初の期末手当は、在職期間が短いため手当率が減じられます。

＊この他に、家賃、車両燃料、研修等に係る補助を受けることができますので、４－(３)―③をご覧ください。

４．任用期間や待遇など

（１）任用期間

任用日（協議の上で決定。採用決定後、概ね２か月以内）から令和８年３月31日までとし、活動実績や活動内容等により、最長で３年間任用期間を更新します。

＊最長で３年間とは、任用日から起算し36か月となります。年度単位で更新します。

＊協力隊員としてふさわしくないと判断した場合等には、期間中であっても任用を取り消すことがあります。

（２）活動時間など

①　活動時間は、週31時間（7時間45分×４日間）を基準とします。必要に応じて土曜・日曜・祝日・夜間に活動する場合もあります。（活動時間が基準を超過する日が生じるときは、超過分を別の活動日で調整（振替）します。）

②　休暇は次のとおりです。

ア年末年始休暇	12月29日から翌１月３日まで
イ 年 次 休 暇	初年度は10日間の年次休暇を付与します。翌年度以降は労働基準法の規定に基づき付与します。
ウ 特別休暇等	公民権行使休暇、忌引休暇、結婚休暇など

（３）福利厚生など

①社会保険等

健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

②住居の紹介

町内民間アパートなどを紹介いたしますが、着任のタイミングにより、希望どおりの地区に居住できない場合があり得ますことを予めご留意ください。なお、家賃補助については、次の項目をご覧ください。

③地域おこし協力隊員活動費補助金

安平町では、地域おこし活動に要する経費に対して助成を行います。なお、町への転居費用、生活用品、光熱水費などは個人負担となります。

［対象経費］　安平町地域おこし協力隊員活動費補助金交付要綱に基づき算定します。

〇住宅家賃補助（月額28,000円上限・算定式あり）

〇車両燃料経費補助（月額20,000円・定額）

〇活動必要品購入経費補助（年額48万円上限・実費額）

〇自己研鑽研修経費補助（年額20万円上限・実費額）

④定住定着サポート

安平町では、着任時等における研修、定期的な面談による生活や業務における困りごと等の解消、任期後の起業・就業相談をはじめ、要望事項や町に対しては直接言いにくいようなことまで、第三者（連携企業）を通じて定住定着サポートを行っています。移住には不安がつきものですが、安心して飛び込んできてください。

５．応募手続など

（１）応募手続きなど

①応募方法

様式１の「地域おこし協力隊応募用紙」の各項目に記入し、様式２の「レポート用紙」に次のテーマでレポートを800字程度で作成し、併せて提出してください。（パソコンでの作成可。様式２については任意様式での提出も可。）

レポートテーマ	わたしが実践したい「地域の困りごと解決に向けた活動」とは

②応募〆切

令和７年５月14日（水）正午必着（郵送、持参等の方法は問いません）

③受付場所（問い合わせ窓口）

安平町政策推進課政策推進グループ（担当：三上）
〒059-1595　北海道勇払郡安平町早来大町95（安平町役場総合庁舎）
電　話:0145-22-2751　　ＦＡＸ:0145-22-2026
メール:kikaku@town.abira.lg.jp

（２）応募者選考

提出の都度、書類確認を行い、その結果をメール又は電話にて通知いたします。
また、書類等により要件を満たすことを確認した方を対象に面接選考を行います。

＊面接日時は、**令和７年５月21日（水）を予定**しています。日時の詳細は、書類受付後にお知らせします。

＊面接会場は、安平町役場総合庁舎（安平町早来大町95）を予定しています。

※応募者には面接日時に来町いただき、対面実施による面接を基本としますが、応募者のご希望があれば、Ｚｏｏｍによるオンライン面接にも対応します。対面・オンラインの違いが選考結果に影響することはありません。

＊面接選考の結果は、面接実施後１週間以内に通知します。

（３）全体スケジュール（再掲）

・募集開始　　令和７年３月19日（水）
・応募〆切　　令和７年５月14日（水）正午必着（郵送、持参、メール等の方法は不問）
・書類確認　　提出の都度確認
・面接選考　　令和７年５月21日（水）を予定
・面接結果　　面接実施後１週間以内に通知
・任 用 日　　協議のうえ決定（活動開始日も同様。決定後、概ね２か月以内）